

損害賠償請求書

貴社と本市との間で締結されました下記工事請負契約につきましては、平成18年6月27日、公正取引委員会により改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第54条第2項の規定による審決がなされました。本市は、下記工事請負契約に際して、審決にあるような違反行為があると判断いたしました。

これにより、本市として、貴社の違反行為によって契約金額の10パーセントの損害が発生したと認定しましたので、下記の損害賠償金を、契約代金支払完了の日から平成18年8月31日（納期限）までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の利息と併せて別に送付する納入通知書により平成18年8月31日（納期限）までにお支払いただきますよう請求します。なお、納期限の日より前にお支払いいただいた場合に過納となる利息相当額につきましては、還付させていただきます。

なお、本請求書は、貴社中部支店へも送付させていただいております。

記

工事名 名古屋市猪子石工場新築焼却設備工事

10.0...
12-18

契約日 平成9年7月3日

代金支払完了日 平成14年5月24日

損害賠償金及び利息 金2,217,177,123円

(内訳)損害賠償金 金1,827,000,000円

、利息 金390,177,123円

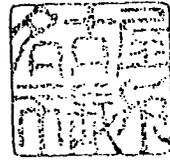
平成18年8月7日

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長 松原武久



担当課：環境局施設部工場課

TEL 052-972-2383

FAX 052-972-4131

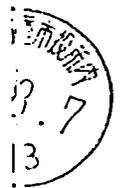
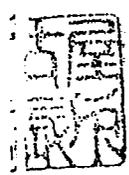
〒660-0806

尼崎市金楽寺町2丁目33号

株式会社タクマ

代表取締役社長 手島 肇 様

この郵便物は平成18年8月7日
第47693、2号書留内容証明
郵便物として差し出したことを証明します
— 名古屋市役所内郵便局長



損害賠償請求書

貴社と本市との間で締結されました下記工事請負契約につきましては、平成18年6月27日、公正取引委員会により改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第54条第2項の規定による審決がなされました。本市は、下記工事請負契約に際して、審決にあるような違反行為があると判断いたしました。

これにより、本市として、貴社の違反行為によって契約金額の10パーセントの損害が発生したと認定しましたので、下記の損害賠償金を、契約代金支払完了の日から平成18年8月31日（納期限）までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の利息と併せて別に送付する納入通知書により平成18年8月31日（納期限）までにお支払いくださいますよう請求します。なお、納期限の日より前にお支払いいただいた場合に過納となる利息相当額につきましては、還付させていただきます。

なお、本請求書は、貴社の本社へも送付させていただきます。

記

工事名 名古屋市猪子石工場新築焼却設備工事

契約日 平成9年7月3日

代金支払完了日 平成14年5月24日

損害賠償金及び利息 金2,217,177,123円

(内訳)損害賠償金 金1,827,000,000円

利息 金390,177,123円

平成18年8月7日

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長 松原武久

担当課：環境局施設部工場課

TEL 052-972-2383

FAX 052-972-4131

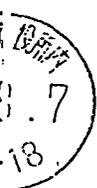
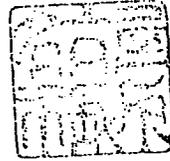
〒450-0002

名古屋市中村区名駅四丁目26番25号

株式会社タクマ中部支店

中部支店長 平野満雄様

この郵便物は平成18年8月7日
第 47694.3 号書留内容証明
郵便物として差し出したことを証明します
名古屋市役所内郵便局長



損害賠償請求書

貴社と本市との間で締結されました下記工事請負契約につきましては、平成18年6月27日、公正取引委員会により改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第54条第2項の規定による審決がなされました。本市は、下記工事請負契約に際して、審決にあるような違反行為があると判断いたしました。

これにより、本市として、貴社の違反行為によって契約金額の10パーセントの損害が発生したと認定しましたので、下記の損害賠償金を、契約代金支払完了の日から平成18年8月31日（納期限）までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の利息と併せて別に送付する納入通知書により平成18年8月31日（納期限）までにお支払いただきますよう請求します。なお、納期限の日より前にお支払いいただいた場合に過納となる利息相当額につきましては、還付させていただきます。

なお、本請求書は、貴社中部支社へも送付させていただいております。

記

工事名 名古屋市五条川工場新築焼却設備工事

12-18

契約日 平成10年10月7日

代金支払完了日 平成16年9月17日

損害賠償金及び利息 金2,259,007,397円

(内訳)損害賠償金 金2,058,000,000円

利息 金201,007,397円

平成18年8月7日

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長 松原武久

担当課：環境局施設部工場課

TEL 052-972-2383

FAX 052-972-4131

〒108-8215

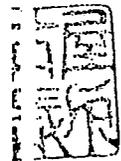
東京都港区港南二丁目16番5号

三菱重工業株式会社

代表取締役社長 佃 和 夫 様

この郵便物は平成18年8月7日
第 47695-4 号書留内容証明
郵便物として差し出したことを証明します
名古屋市役所内郵便局長

18.8.7
12-18



8.7
18

損害賠償請求書

貴社と本市との間で締結されました下記工事請負契約につきましては、平成18年6月27日、公正取引委員会により改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第54条第2項の規定による審決がなされました。本市は、下記工事請負契約に際して、審決にあるような違反行為があると判断いたしました。

これにより、本市として、貴社の違反行為によって契約金額の10パーセントの損害が発生したと認定しましたので、下記の損害賠償金を、契約代金支払完了の日から平成18年8月31日（納期限）までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の利息と併せて別に送付する納入通知書により平成18年8月31日（納期限）までにお支払いただきますよう請求します。なお、納期限の日より前にお支払いいただいた場合に過納となる利息相当額につきましては、還付させていただきます。

なお、本請求書は、貴社の本社へも送付させていただきます。

記

工事名 名古屋市五条川工場新築焼却設備工事

契約日 平成10年10月7日

代金支払完了日 平成16年9月17日

損害賠償金及び利息 金2,259,007,397円

(内訳)損害賠償金 金2,058,000,000円

、利息 金201,007,397円

平成18年8月7日

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長 松原武久

担当課：環境局施設部工場課

TEL 052-972-2383

FAX 052-972-4131

〒460-0008

名古屋市中区栄四丁目1番8号

三菱重工業株式会社中部支社

中部支社長 戸谷研一郎様

この郵便物は平成18年8月7日
第47696.5号書留内容証明
郵便物として差し出したことを証明します
名古屋市役所内郵便局長

